

## 18 大学の社会的責任（USR）に関する事項

### 1 内部監査制度

内部監査は各部署が所管する予算が法令及び学内の規程等に準拠し、かつ予算計上目的に照応して執行されているかを点検し、本学の経営管理の適正化とその向上に資することを目的としている。

内部監査には毎会計年度に行なう「定期監査」と学長の指示に基づいて随時行なう「臨時監査」の2種がある。

#### ● 定期監査

2011年度は内部監査計画承認書に基づき、2009年度及び2010年度の予算執行に係る抽出監査として、以下のとおり監査を行なった。

- ① 「科学研究費補助金」に係る業務監査。
- ② 「瀬田事務部」「教学企画部」「知的財産センター事務部」「インターンシップ支援オフィス」及び「ボランティア・NPO活動センター事務部」に係る予算執行全体監査。

上記項目別に報告書をまとめ学長に提出した。今後は学長の指揮のもと、必要に応じて改善がはかられることとなる。

#### ● 臨時監査

学長の指示のもと、1) 1億円以上の契約を結ぶとき、2) 2,000万円以上の随意契約を結ぶときの2点で決裁前臨時監査を実施した。10件（3月15日現在）を逐一報告書にまとめ学長に提出し、学長の指揮のもと改善がはかられた。

### 2 事業評価制度

2000年度から導入した事業評価システムは、事業の成果を検証・評価すると同時に、事業の選択・重点化・再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を目的としており、個々の事業の妥当性等を検証することにより、その結果を翌年度以降の予算編成に反映させることで、限られた財源の有効かつ効果的な配分の実現をめざしている。

2011年度においては第2回予決算会（2011.6.30）、第3回予決算会（2011.11.4）等にこのべ325事業を対象に事業評価を実施した。本事業評価において、事業改善が必要とされた事業（①の「改善」、②の「C」、③の「2」）は、このべ5事業となった。これに対し、当該事業担当部署に改善計画の策定・報告を求め、その報告内容を部局長会で審議し事業の改善に努めるよう促した。

回	対 象		評 価
第1回事業評価	①	○前年度の事業評価で「評価保留」となった事業 ○前年度期中（補正等）に起こった新たな事業 ○特に事業評価を必要とする事業	継 続： 54事業 終 了： 50事業 改 善： 2事業 評価保留： 2事業 廃止/中止： 0事業
	②	○前年度決算にて予決算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業 ○収入科目で予決算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業	A : 6事業 B : 28事業 A/B : 2事業 C : 1事業
	③	○補正予算額が当初予算額と比べて40%以上増加した事業 ○補正予算額が当初予算額と比べて40%以上減少した事業	1 : 6事業 2 : 1事業
第2回事業評価	①	○当該年度の新規事業 ○年次計画で進行中の大型事業 ○部局長会・予決算会等で今後の検討課題となった事業	継 続： 6事業 終 了： 30事業 改 善： 0事業 評価保留： 131事業 廃止/中止： 0事業

対象	評価の種類	
①	継続	事業を継続するもの
	終了	事業の終了したもの
	改善	事業継続にあたって事業内容や実施方法等改善が必要とされるもの
	評価保留	年度途中であり事業が完了していない事業で現時点で評価が出来ないもの
	廃止/中止	事業の中止・廃止・一時的な休止とするもの
②	A	当初目的の事業が推進された上で、業者間の価格競争を伴う契約等により経費削減施策が実施されたと判断されるもの
	B	予算額の見込み違い（予算修正が補正予算締切に間に合わなかったものを含む）、または妥当性のある理由を伴う事業の先送り、もしくは中止によるもので、執行残が大学運営に及ぼす影響はないと判断されるもの
	C	予算執行残の原因となった事業の未執行が、教育研究活動を中心とした諸活動に影響を及ぼすと判断されるもの
③	1	事業実施の結果から当初事業予算の補正が妥当であったと判断されるもの
	2	事業実施の結果から当初事業予算の補正が妥当であったと判断できないもの

### 3 法令遵守の取り組み

高い公共性・社会性を有する大学として、倫理及び社会通念に見合った大学運営を行うため、法令を遵守し、継続的に規程整備及び研修に努めている。

#### ● 法務課の設置

2011年度においては、法律行為・学内規程整備を取り扱う事務組織である「法務課」を設置した。法務課には、法務アドバイザー1名及び専門職員1名を配置し、主に業務に関する法律相談・法令解釈についての助言を行うなど、法令遵守を重視した大学運営に努めた。

#### ● 教育情報の公表

学校教育法施行法規則第172条の2の改正（教育情報の公表）の制定・施行にあわせ、「学校法人龍谷大学情報公開規程」を整備・施行し、2011年4月から、本学WEBページにおいて同規程に基づき、教育情報や法人情報等の情報公表を開始した。

#### ● 研修会の実施

人権啓発に関する研修等を毎年実施しているほか、新規採用の教職員及び管理職に対してのハラスメント防止に関する研修を実施した。

### 4 情報公開の取り組み

私立大学は、従来から高い公共性を有する高等教育機関として、社会的責任を果たすため、管理運営体制や財務情報等（以下「法人情報」）だけでなく、教育・研究・社会貢献等各種諸活動に関する情報を広く社会に公表することが期待されている。

本学では、これまでも様々な情報を広く公表してきたが、2011（平成23）年4月1日施行の学校教育法施行規則等の一部改正（教育情報の公表の義務化）を踏まえ、新たに情報の公表に関する規程を整備し、本学Webサイト等を通じて、法人情報及び教育情報を、より積極的に発信・公表することに努めた。



### 5 個人情報保護の取り組み

個人情報の利用が著しく拡大していく社会的背景の中、企業や大学において個人情報漏洩する事件・事故が後を絶たず、学生、保護者、卒業生等、多くの個人情報を有する大学として、個人情報の保護は重要な責務であると認識している。

本学では、2002年に「個人情報の保護に関する規程」および「個人情報の保護に関する細則」を制定して運用に取り組んできた。

また、2005年4月からの個人情報保護法の全面施行に伴い、「個人情報保護の基本方針」を新たに策定し、大学ホームページで広く公表するとともに、この方針に基づいて、本学に関わる全ての個人情報の適正取得・適正利用・安全管理の徹底、および相談窓口の設置等の取り組みをおこなっている。2007年度には、万が一個人情報の漏洩が発生した場合など、危機発生時の危機管理について定めた「危機管理規程」を制定した。

2011年度においては、法人内における法令遵守を強化するため総務部法務課を新設した。また情報メディアセンターを中心に、情報資産の保護・活用に関する情報セキュリティに関する規程の整備を推進した。

## 6 環境への取り組み

本学は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正に基づき、法人が『特定事業所』、深草学舎が『第一種エネルギー管理指定工場』に指定されたことにもない、エネルギー使用量を原単位換算で年1%以上の低減が必要となった。また、2011年度には京都府・京都市の地球温暖化条例が改正され、エネルギー使用量（総量）を年3%以上の低減とすること、及び環境マネジメントシステムの導入に向けた取り組みを開始することが求められることとなった。加えて、電力については、東日本大震災以降の電力供給事情からさらなる節電が求められている。このような状況を踏まえ一層の省エネルギーに努めるとともに、エコキャンパスの実現に向けた取り組みを推進した。

エネルギー削減への取り組みを開始した2005年以降、2010年度までのエネルギー使用量削減率は原油換算（原単位）で $\Delta 0.56\%$ /年とCO<sub>2</sub>換算（原単位） $\Delta 0.99\%$ /年となっている。

### ● 環境問題への取組

省エネルギーを推進し、エコキャンパスを実現するべく、地球温暖化対策推進委員会の下に「エコキャンパス推進ワーキンググループ」を設置し、エネルギー使用量削減のための具体的な取り組みを行い、エネルギー使用量の削減を図った。2012年3月現在、対前年比エネルギー使用量削減率は原油換算（原単位）で $\Delta 5.17\%$ 、CO<sub>2</sub>換算（原単位）は $\Delta 4.91\%$ となっている。

### ● 施設・設備における環境対策の推進

- 深草学舎6号館の省エネ改修として、階段室の照明器具を人感センサー機能付きに取替し、窓には遮熱フィルムの施工をおこなった。
- 瀬田学舎2号館・3号館・4号館内の照明器具全てを高効率照明器具に更新した。

